

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	未来創造部未来こども若者局こども若者応援課
委託業務番号	令和5年度長未こ第2号
委託業務名称	第4期長浜市地域おこし協力隊事業支援業務
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	隊員活動に関するマネジメント、活動及び起業支援業務 隊員の活動経費の管理業務
履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	3,999,600円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市元浜町7-5 [商号又は名称] 長浜まちづくり株式会社
契約相手方の選定理由	本事業の実施には、隊員と地域を連携させるとともに、活動を任期終了後の事業化・起業へとつなげる必要がある。 長浜まちづくり(株)は、長浜市および長浜商工会議所、金融機関、民間企業など、23法人が出資する第3セクターであり、平成21年の設立以降、中心市街地を中心に、長浜市全域のまちづくりに取り組み、市内の様々な活動団体との活動実績がある。 また、長浜市と民間団体による長浜市移住定住促進協議会の構成団体であり、移住定住促進事業についても活動実績があり、協議会との連携も容易となる。 令和3年11月にはコワーキングスペース「BIWAKO PICNIC BASE」を開業・運営しており、活動やネットワーク拡大の拠点を提供することも可能である。 以上のことから、隊員と地域や様々な活動団体をつなぎ、任期終了後の事業化・起業を視野に入れた人材育成事業を遂行できる唯一の事業者であり、本事業の受託者は当該団体において他に無いため。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。